東京都板橋区告示第153号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、板橋区が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以下「組合」という。)に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定めた。

令和7年4月1日

東京都板橋区長　　坂　本　　健

物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示(組合)

第1 用語の定義

東京都板橋区告示第152号（令和7年4月1日付以下「告示第152号」という。）第1と同一とする。

第2 競争入札参加資格の申請

登録申請をしようとする組合は、次により申請を行わなければならない。

1 申請

組合の登録申請の条件は、告示第152号第2の2と同一とする。ただし、競争入札に参加しようとする営業種目について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。

申請は、下記の組合売上高審査方式又は審査対象事業者方式のいずれかの審査方法を選択して行う。ただし、企業組合・協業組合は審査対象事業者方式を申請することはできない。

(1) 組合売上高審査方式

組合が有する年間総売上高、自己資本額、従業員数、流動比率、営業年数から客観点数を算出し、組合が有する営業種目ごとの年間売上高から主観点数を算出する方式。

(2) 審査対象事業者方式

所属する組合員から審査対象事業者(下記の条件に該当する者)を5者を限度として選任し、客観点数及び主観点数について、下記の第5に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式。

ｱ 申請する営業種目について共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者であること。

ｲ 申請する組合に理事として所属していること。

これらの審査方式については、営業種目により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請を行うこと。

第3 申請方法

告示第152号第3と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された後でなければ、申請を行うことができない。

第4競争入札の参加者の資格

告示第152号第4と同一とする（審査対象事業者が該当することとなった場合を含む。）。

第5 競争入札参加資格の審査基準

1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定

告示第152号第5の1と同一とする。

2 等級区分と審査方法

告示第152号第5の2と同一とする。

3 客観的審査事項と主観的審査事項

(1) 客観的審査事項

ｱ 組合売上高審査方式

告示第152号第5の3(1)と同一とする。

ｲ 審査対象事業者方式

告示第152号第5の3(1)によるほか、次に定めるところによる。

①　年間総売上高

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの総売上高（告示第152号第5の3(1)ｱの定めに該当する者は、加算率により加算した後の額）を合算して得た額

②　自己資本額

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの自己資本額を合算して得た金額

③　従業員数

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの従業員の数を合算して得た数

④　流動比率

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの流動資産を合算して得た金額を審査対象事業者が既に申請したそれぞれの流動負債を合算して得た金額で除して得た数値を百分比で表したもの

⑤　営業年数

審査対象事業者が既に申請した申請日までの営業年数を合算した値を当該事業者数で除して得た値

(2) 主観的審査事項

ｱ 組合売上高審査方式

告示第152号第5の3(2)と同一とする。

ｲ 審査対象事業者方式

審査対象事業者が既に申請したそれぞれの営業種目ごとの年間売上高を合算して得た額を告示第152号別表1にあてはめ、主観等級を決定する。

4 変更申請に伴う客観点数の再審査

組合売上高審査方式により申請した組合について、組合のISO14000シリーズの14001、エコアクション21、エコステージ又はＫＥＳ・環境マネジメントシステム・スタンダード及びISO9000シリーズの9001に関する変更申請があった場合は、告示第152号第5の3(1)ｱ年間総売上高の加算率による客観点数の再審査を行う。

第6 申請内容を証明する書類

登録申請を行った組合は、申請後に板橋区から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。

申請内容を証明する書類とは、官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、組合員名簿、役員名簿のほか、これ以外の書類の提示又は提出を求めることがある。

第7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認

告示第152号第7の1と同一とする。

2 資格の取消し

告示第152号第7の2と同一とする。

3 変更申請

告示第152号第7の3と同一とする。

なお、変更を申請しなければならない内容に組合員（審査対象事業者を除く）の変更を含める。

4 登録営業種目の追加及び審査対象事業者の変更

次期の登録申請を行うまでの期間中に登録営業種目の追加及び審査対象事業者の変更を行うことはできない。

5 虚偽申請をした者の取扱い

告示第152号第7の5と同一とする。

第8 代理申請

告示第152号第8と同一とする。

第9 その他

告示第152号第9と同一とする。

付則

　１　従前の告示「物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示（組合）」（令和6年3月22日付東京都板橋区告示第133号）は廃止する。

　２　この告示は令和7年4月1日から適用する。